

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0782)
処分担当名	同上
処分の名称	診療報酬の支払申請
概要	被認定者の認定に係る指定疾病についての診療を行った医療機関からの請求に基づき、支給します。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第23条第1項 公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令 公害医療機関の療養に関する規程（昭和49年8月31日環境庁告示48号） 公害医療機関の療養に関する規程第13条の規定に基づく診療を担当する医師の使用する医薬（昭和49年8月31日環境庁告示49号） 公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年5月29日環境庁告示第40号） 公害医療機関の診療報酬の請求について（平成9年3月31日環保企第166号）
審査基準	第23条 公害医療機関から診療報酬の請求があったときは、都道府県又は第4条第3項の政令で定める市は、当該請求に係る診療内容及び診療報酬を審査して、診療報酬の額を決定し、これを支払うものとする。 医療機関への診療報酬は、「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」により支給します。 (http://www.env.go.jp/hourei/14/000023.html)
標準処理期間	2か月
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所管理課審査・給付グループ
提出時期	診療を行った月の翌月10日（10日が土・日・祝日の場合、それらの日の直前の平日）必着
提出方法	病院又は診療所は「公害診療報酬請求書」に患者ごとの診療の内容が記載された「公害診療報酬明細書」 薬局は「公害調剤報酬請求書」に患者ごとに投与した薬剤の内容が記載された「公害調剤報酬明細書」 訪問看護ステーションは「公害訪問看護報酬請求書」に患者ごとの看護の内容が記載された「公害訪問看護報酬明細書」を添えて提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪市保健所管理課審査・給付グループ
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000018210.html
備考	診療報酬等の請求は、診療を行った月の翌月の1日から3年を経過したときは、請求することができません。